

第5章 推進体制等

1 関係施策との有機的な連携

アルコール健康障害対策の推進にあたっては、関連施策との有機的な連携が図れるよう、「アルコール健康障害対策庁内連絡会議」において、県関係部局との連絡・調整等を行います。

2 計画の評価及び見直し

アルコール関連問題に携わる関係機関、団体等で構成する連絡会議を設置して、施策の達成状況を把握・評価し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、5年間の計画期間において、本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、適宜見直しを行います。